

行政書士が会社設立登記を行ったとして司法書士法違反で逮捕された事件についての会長声明

1月24日の新聞各紙において、大阪入国管理局元次長であり大阪市内に事務所を置く行政書士が司法書士の資格がないにも関わらず、業として他人の会社設立手続を代行した疑いがあるとして、大阪府警に逮捕されたとの報道がありました。

司法書士法第73条は、司法書士でない者が、他人から依頼を受けて登記申請手続の代理や申請書類の作成を行うことを禁止しております。いうまでもなく、司法書士と行政書士は異なる資格ですので、行政書士が不動産登記手続や会社・法人登記手続に関して、代理することや申請書を作成することはできません。

無資格者による登記申請については、昨年8月にも行政書士（犯行当時）が、司法書士の資格がないにもかかわらず、顧客3人から依頼を受けて、所有権移転登記申請を行ったとして、罰金50万円の略式命令が出されており、当会でも昨年8月22日付で会長声明を発出しております。

今後も当会は、法律で認められた資格者以外の者が登記手続に携わることによって、実体を伴わない登記がされる等、国民の権利を脅かす事態が惹起されることのないよう、関係機関とも連携して厳正に対処してまいります。市民のみなさまにおかれましては、資格制度の趣旨をご理解いただき、無資格者に惑わされることのないよう十分ご注意ください。

2018年(平成30年)1月31日

大阪司法書士会 会長 長田 弘子